

## &lt; 個別案件確認表（組織委員会） &gt;

組織委員会担当確認年月日 2019年5月24日

東京都作業部会確認年月日 2019年6月20日

事業名 競技用備品の調達

案件名 バスケットボール・車いすバスケットボール競技における床材の調達

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		当該備品は、東京 2020 大会において、競技を実施するために必要な備品であり、2019 年 8 月のテストイベント、2020 年オリンピック、パラリンピックの両競技大会において使用される。 よって、大会に必要な経費として、5/31 の大枠合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項と考える。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が一元的に執行した方が効率的かつ効果的と考える。	
経費の内容等が 必要性(必要な内容、機能かなど)、 効率性(適正な規模、単価かなど)、 納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なも	必要性	当該備品は、競技面の表層材であり、東京 2020 大会におけるバスケットボール・車いすバスケットボールを実施するために必要な備品である。	
	効率性	当該備品は、練習会場について、両競技での床面の流用や、別契約にて提供を受けたバスケットボール用の床材を車いすバスケットボール用に流用する等を行い、費用を抑制する形としている。	

<p>のであること</p>	<p>納 得 性</p>	<p>当該備品は、バスケットボールの FOP、ウォームアップコートの sole supplier との別途の契約である。</p> <p>競技運営上、FOP と練習会場の床材が違うことは、選手の調整状況やパフォーマンスに影響が出るため、許されないことから、当サプライヤーと特別契約を締結する。</p> <p>また、当サプライヤーとの直接のレンタル契約（国内代理店からは購入しかできない）を締結できることとなったため、費用の抑制をすることができた。</p>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>当該備品は、バスケットボール、車いすバスケットボール競技の実施のために、必要なものである。経費の中身も部材と設置経費のみであり、公費負担の対象として適切といえる。現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため、経費は組織委員会負担とする。</p>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。